

たより 越前浜

令和3年2月1日

総会開催自粛・書面議決書提出

令和3年度の通常総会開催が近づいてきました。通常総会では、会則第26条(定足数)及び第28条(議決権)の規定により総会に出席できない方は委任状(任意様式)、又は書面議決書の提出が求められます。

なお、書面議決書に、次の重要案件が提案された場合、全会員(乳幼児等未成年者を含む)の意思決定が必要となります。

①会則改正に関する事 ②財産処分に関する事 ③解散に関する事

今通常総会の開催にあつては、新型コロナウイルス感染拡大に伴うリスクが増大しており第3波の感染拡大が収束どころか東京圏及び近畿圏では感染爆発の情勢です。

本県では、クラスター(感染者集団)が各所で発生し、感染拡大が従前と大きく異なってきました。西蒲区を取巻く感染環境は三条市、燕市、新潟市西区・中央区などで濃厚接触者による感染が拡大しています。

また、県外からの車や交流人口も広範囲に散見される状況です。よって、**当自治会は会員の安全確保の観点から通常総会の開催を自粛することとし、「書面議決書」によって議案承認の賛否を伺うことにしました。**

なお、提出議案に対して質疑のある方は下記の日時で個別に対応することになりました。

質疑については、書面で提出して下さい。面倒をお掛けしますが宜しくお願いします。

◇書面議決書の提出について

2月21日(日)までに班長を通して組長へ提出して下さい。

組長は自治会庶務担当の斎藤久男まで届けてください。(組長会議で詳しく説明)

◇質疑のある方について

質問等のある方は、書面提出によって次のとおり受付します。

日時：令和3年2月17日(水)まで

提出先：自治会役員へ、回答は文書通知、

質疑が議案賛否に係る場合は全戸へ通知

問合せ：庶務担当 斎藤久男(070-2649-1953)

お知らせ

1. 組長会議の開催について

当会議は、年度始めの組長顔合わせを兼ねまして次のとおり組長会議を開催します。

会議では、通常総会の開催に当たってのお願いが主旨となりますので、特段のご配慮を賜りましてご出席下さいますようお願いいたします。

日時：令和3年2月13日(土) 19:00～

場所：越前浜公会堂1階会議室

問合せ先：斎藤久男(070-2649-1953)